

調達要求番号：6 NMD 1 A K 0 0 3 8

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
ボイラー運転労働者派遣		2 5	
		防衛大臣承認	
		作 成	R 8 . 4 . 1
		変 更	
		作成部隊等名	多賀城駐屯地業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、多賀城駐屯地で実施する「ボイラー運転労働者派遣」について適用する。

1.2 引用文書等

1.2.1 関連文書

a) 仕様書

本仕様書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書及び同解説（最新版）」

b) 法令等

労働安全衛生法、ボイラー及び圧力容器安全規則 他、関係例規類

1.3 付属書

別紙第1「案内図・配置図」

2 役務概要

2.1 役務場所

陸上自衛隊多賀城駐屯地

宮城県多賀城市丸山2丁目1-1

別紙第1「案内図・配置図」

2.2 役務内容

2.2.1 業務内容

a) ボイラー運転業務

- 定められた就業時間において労働者を派遣し、炉筒煙管ボイラー2基及び付属設備の運転・監視業務を実施する。なお、取扱いボイラーの概要は表1「取り扱いボイラー機器表」に示すものとする。

表1「取り扱いボイラー機器表」

機 器	規 格	数 量	備 考
炉筒煙管ボイラー	(株)高尾鉄工所 F T H - 6 0 最大蒸発量：7.2 t 伝 熱 面 積：82 m ² 使用燃料種別：A重油1種1号 常用保有水量：6.9 t	2 基	

- 2) ボイラーに付属する給水メーター・重油メーターの使用量、サービスタンクの残量を1時間に1回計測し、異常の有無を確認すること。また、測定結果については、官側の指定する様式に記入すること。
- 3) ボイラー等に異常が認められた際は、官側の指定する職員へ報告すること。
- 4) その他、官側から指示される補助業務を実施すること。

b) **派遣日数及び就業期間**

- 1) **派遣期間**
令和8年6月22日（月）～10月30日（金）
- 2) **派遣日**
合計日間（別紙第2「派遣労働時間表」のとおり）
- 3) **就業時間**
8時間 /日 8時00分～17時00分
- 4) **休憩期間**
1時間 12時00分～13時00分

c) **派遣人員**

- 1) **派遣人員**
1日につき1名
- 2) **必要能力**
派遣労働者は以下に示すいずれかの資格を有する者とする。また、該当する免状の写しを官側に提出するものとする。
 - ア) 特級ボイラー技士
 - イ) 1級ボイラー技士
 - ウ) 2級ボイラー技士
- 3) **身元保証**
派遣労働者は日本国籍を有する業務遂行上支障が無い健康なものを充てるものとし、請負側の責任においてこれを保障するものとする。なお、派遣労働者の割当が明らかになり次第速やかに官側へ名簿を提出し、駐屯地への立入に必要となる申請書類について監督官より指示を受けるものとする。
- 4) **雇用形態等**
派遣労働者の年齢及び無期雇用派遣労働者の別については限定しない。

d) **勤務計画**

- 1) **勤務計画**
派遣労働者の勤務ローテーションは請負側計画とするも2.2.1-bに示す派遣日数及び就業時間を確実に履行出来るものとし、人員の入替は最小限とする。
- 2) **36協定の遵守**
36協定に抵触しないような勤務計画とする。また、契約締結後速やかに36協定の写しを提出する。
- 3) **派遣継続性の確保**
派遣労働者の病気や事故等で欠員が生じる場合は、速やかに監督官へ通報し、請負側の官の責任において交代要員を確保すること。

4) 派遣労働者の交代

以下のいずれかの事情が発生した場合は、官側はその理由を示したうえで、派遣労働者の交代を求めることができるものとする。

- ア) 業務内容に必要とされる要件を著しく書いている場合
- イ) 業務上必要な官側の指示に従わない場合
- ウ) 勤務状況が著しく誠意を欠くと認められる場合
- エ) 官側より示される場内規律や諸規則に違反した場合
- オ) 守秘義務等に違反した場合

e) 派遣元の責務

1) 秩序維持

派遣元は派遣労働者が派遣先の規律、秩序及び諸規則等を遵守するよう教育を行い、適切に指導する。

2) 安全衛生管理

派遣元は派遣労働者の安全衛生に細心の注意を払い、健康管理に十分注意する。

3) 労働・社会保険の加入

派遣労働者は労働・社会保険に加入させなければならない。また、派遣勤務中の事故等で派遣労働者が負傷した場合は、官側又は派遣労働者本人から派遣元へ速やかに通報し、処置を引き継ぐものとする。

4) 秘密義務の遵守

派遣元は業務遂行に際して知り得た事項（個人情報含む）について守秘義務を負う。派遣期間終了後においても同様とする。また、派遣労働者に対しても、守秘義務を順守させるものとする。

5) 苦情処理

派遣労働者からの苦情の申し出を受けた際は適宜官側へ通知し、綿密な連携を図って誠意をもって迅速に処置を講じる。また、官側が苦情の申し出を受けた場合においても同様とする。

2.2.2 管理事項

- a) 派遣労働者の服装は作業に従事するのに適したものとし、清潔に維持する。
- b) 請負者は派遣労働者各人の写真入り名札（様式任意）を作成して就業中着用させるとともに、常時身分証明書を携帯させるものとする。
- c) 建物の一部（ボイラー室、売店等）、機器類備品、消耗品及び光熱水等、派遣業務の遂行に必要なものについては無償で使用できるものとする。但し、使用にあたっては善良な管理を行うよう注意を払うこと。
- d) 派遣労働者は運転・監視対象設備に異常を認めた場合は速やかに官側へ通報し処置を支援するものとする。
- e) 役務遂行にあたり敷地内外の施設を破損または汚損させないように十分に注意する。
また破損、汚損が生じた場合は速やかに官側へ報告し、請負側の負担において現状へ復すること。
- f) 駐屯地内では官側の指示に従い行動し、指示があった場合以外への立入は禁止とする。

3 品質保証

3.1 完了検査

検査は、勤務状況及び報告書類の確認をもって実施する。

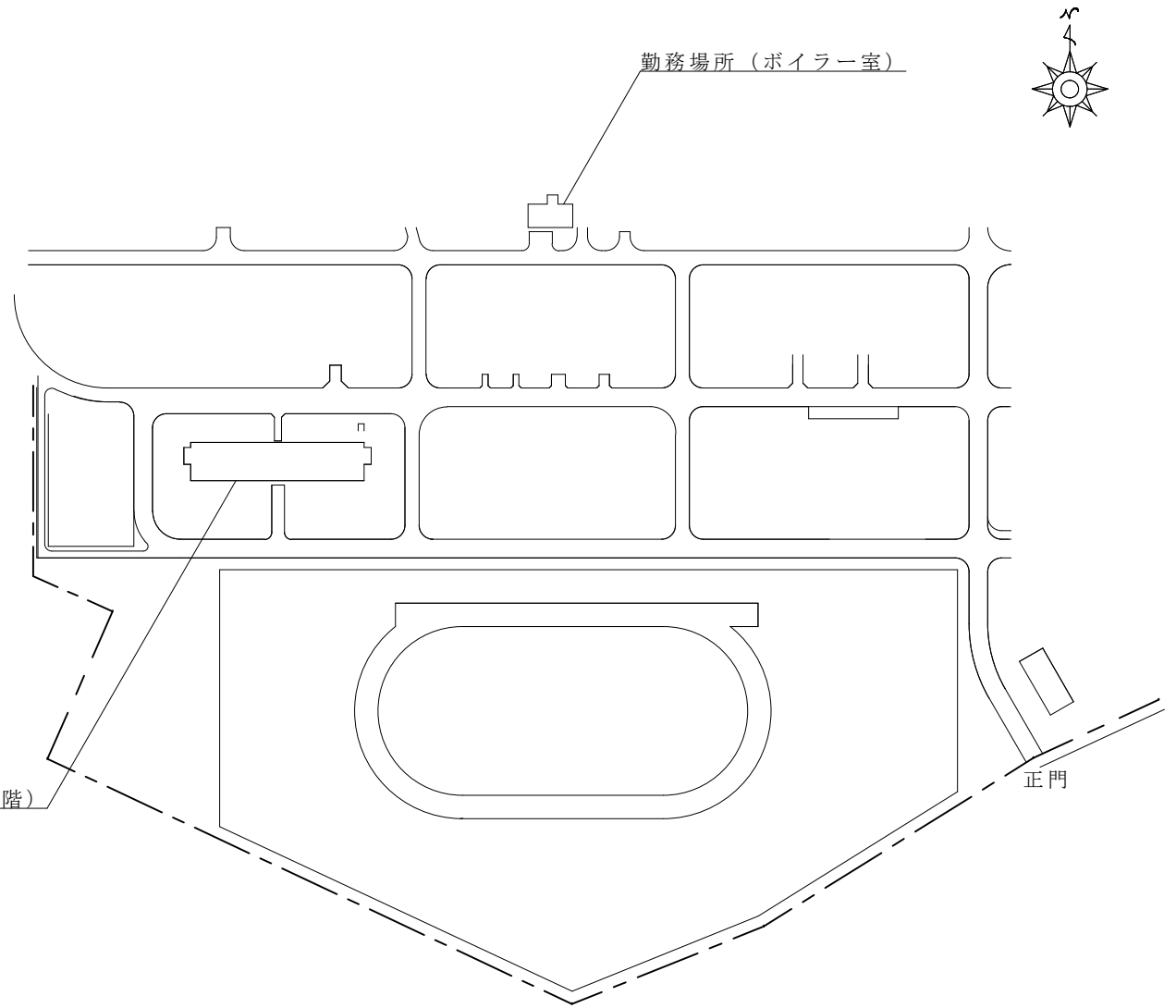
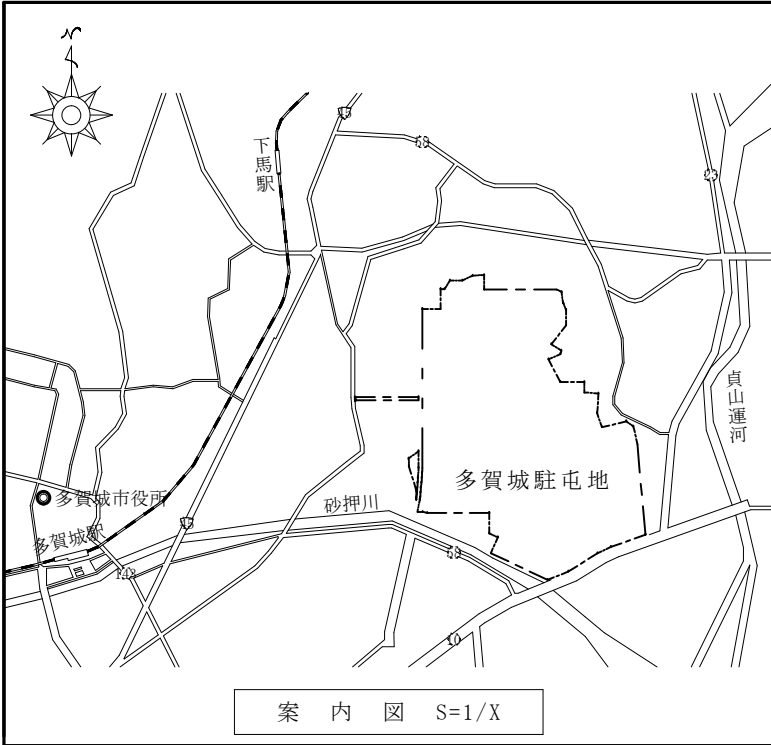
3.1.1 報告書類

報告書類の内容は次による。

- a) 作業日報（様式任意）
- b) その他、官側が提出を求める書類

4 その他

役務の際し、本仕様書に疑義が生じた場合は速やかに官側へ報告し協議すること。また、本仕様書に指示なき場合においても技術上当然なすべき事項は、積極的に実施すること。



配置図 S=1/X

役 務 名	ボイラー運転労働者派遣	図面 番号	1 / 1
図 面 名	案 内 図 ・ 配 置 図	縮 尺	図 示
陸上自衛隊多賀城駐屯地業務隊		令和8年4月	

派遣労働時間表

	6月																															月 計		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火				
派遣日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	○	○	○	○	○	/	/	○	○	勤務日：7日 時間計：56h			
	7月																																月 計	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金			
派遣日	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	/	/	/	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	勤務日：22日 時間計：176h			
	8月																															月 計		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月			
派遣日	/	/	○	○	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	○	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	○	/	/	○	勤務日：16日 時間計：128 h		
	9月																														月 計			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水				
派遣日	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	/	/	/	/	/	○	○	/	/	○	○	○	○	勤務日：19日 時間計：152 h			
	10月																															月 計		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
派遣日	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	勤務日：22日 時間計：176h			
																																	合 計	勤務日：86日 時間計：688 h